

福祉割引について

対象者	身体障害者	知的障害者	児童福祉法の適用者
身分の確認	身体障害者手帳	療育手帳	児童福祉法に規定する諸施設からの証明書等
割引について	(12歳以上)		
	○現金・回数券 : 普通運賃の5割引 ○定期券 : 割引定期券を発行 (3割引)		
割引について	(12歳未満)		
	○現金・回数券 : 小児運賃の5割引		
介護人・付添人の取扱い	第1種・A級の障害者の介護人・付添人 (1名)のみ本人と同様の割引となります。		本人に付き添いする必要がある付添人 (1名) は本人と同様の割引となります。